(平成23年10月7日改正)

1~6 (略)

7 特定共同企業体の実績等の評価

特定共同企業体(以下、「企業体」という。)の実績等の評価については、次のように取り扱う。

- A) 企業体の構成員としての過去の実績等について
- (1)企業の工事成績について

企業の「工事成績(平均点)」,「同種工事の工事成績(回数)」及び「優良工事表彰等」を評価するとき, 企業体の工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としない。

(2)企業の施工実績について

企業の「同種・類似工事の施工実績」を評価するとき、企業体の施工実績は、出資比率にかかわらずその 企業体のすべての構成員の実績として認める。

例: A社(代表者), B社, C社の3社が企業体を構成し、建築延べ床面積5,000 ㎡の工事を施工した場合の「同種・類似工事の施工実績」は、A社(代表者)、B社, C社のそれぞれが、建築延べ床面積5,000 ㎡の工事の実績があると認める。

(3) 企業の優良工事表彰について

「優良工事表彰等」を評価するとき、企業体の受賞は、出資比率にかかわらず対象としない。

- B) 企業体の技術者としての過去の実績等について
- (1)配置予定技術者の工事成績について

配置予定技術者の「同種工事の工事成績」を評価するとき、企業体の工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としない。

(2) 配置予定技術者の施工実績について

配置予定技術者の「同種・類似工事の施工実績」を評価するとき、技術者の施工実績は、企業体の出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の技術者の実績として認める。

C) 入札に企業体として参加する場合の評価方法について

入札に企業体として参加する場合の評価方法については、企業体の構成員全員の実績等を評価する。

ただし、当該発注工事の施工に関わる「配置予定技術者の工事成績等」及び「市内企業の活用」 については、この限りではなく、以下に示すとおりとする。

- (1)配置予定技術者の国家資格,同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績について 配置予定技術者の「国家資格」,「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」の評価につい ては、当該工事に配置を予定する技術者について評価する。
- (2) 市内企業の活用について

「市内企業の活用」の評価については、当該工事の請負金額に対し、市内に本社(本店)が所在する企業が施工する元請及び一次下請施工の工事費総額の割合について評価する。

(3) 配置予定技術者の工事成績等、市内企業の活用以外の実績等について

上記(1)(2)以外の評価については、企業体の出資比率にかかわらず企業体の構成員全員を対象とする。

(平成23年2月18日改正・平成23年8月1日修正)

1~6 (略)

7 特定共同企業体の実績等の評価

特定共同企業体(以下、「企業体」という。)の実績等の評価については、次のように取り扱う。

- A) 企業体の構成員としての過去の実績等について
- (1)企業の工事成績について

企業の「工事成績(平均点)」,「同種工事の工事成績(回数)」及び「優良工事表彰等」を評価するとき, 企業体の工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としない。

(2)企業の施工実績について

企業の「同種・類似工事の施工実績」を評価するとき、企業体の施工実績は、出資比率にかかわらずその 企業体のすべての構成員の実績として認める。

例: A社(代表者), B社, C社の3社が企業体を構成し,建築延べ床面積5,000 ㎡の工事を施工した場合の「同種・類似工事の施工実績」は, A社(代表者), B社, C社のそれぞれが,建築延べ床面積5,000 ㎡の工事の実績があると認める。

(3) 企業の優良工事表彰について

「優良工事表彰等」を評価するとき、企業体の受賞は、出資比率にかかわらず対象としない。

- B) 企業体の技術者としての過去の実績等について
- (1)配置予定技術者の工事成績について

配置予定技術者の「同種工事の工事成績」を評価するとき,企業体の工事成績評定点は,出資比率にかか わらず対象としない。

(2) 配置予定技術者の施工実績について

配置予定技術者の「同種・類似工事の施工実績」を評価するとき、技術者の施工実績は、企業体の出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の技術者の実績として認める。

C) 入札に企業体として参加する場合の実績等について

入札に企業体として参加する場合の技術評価については、企業体の代表者のみの実績等を評価の対象と し、構成員の実績等については評価の対象としない。

<i></i>	III
それぞれの評価点の算出方法は、各評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出して、その平均点(少数点	
以下第3位四捨五入2位止)を求めるものとする。	
(mfr.)	(mtr.)
8 (略)	8 (略)
9 その他	9 その他
この基準は、平成23年 <u>10</u> 月 <u>11</u> 日以降の入札公告に適用する。	この基準は、平成23年4月1日以降の入札公告に適用する。